

# 厚岸町耐震改修促進計画

[ 平成20年度～平成27年度 ]

平成20年3月

厚 岸 町

# 厚岸町耐震改修促進計画

## 目次

1. 計画の目的等	1
(1) 計画の目的	1
(2) 計画の位置付け	1
(3) 計画の期間	1
2. 想定される地震の規模及び被害状況	2
(1) 厚岸町内での地震発生の概要	2
(2) 厚岸町における地震の想定	2
(3) 地震動の想定	5
(4) 人的被害・建築物被害の想定	7
3. 建築物の耐震化に関わる目標	8
3-1 住宅の耐震化	9
(1) 住宅の耐震化の現状	9
(2) 住宅の耐震化目標	10
3-2 特定建築物の耐震化	11
(1) 「多数の者が利用する建築物」の耐震化の現状と目標	11
(2) 特定建築物の耐震化	11
3-3 公共建築物の耐震化	12
(1) 町有建築物の耐震診断等の考え方と耐震化の方針	12
(2) 町有建築物の耐震対策	12
(3) 町有建築物の耐震化の現状及び取組み	12
4. 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項	16
(1) 建築物の耐震化の促進に係わる基本的な取組方針	16
(2) 耐震診断及び耐震改修を図るための支援策	18
(3) 地震時に通行を確保すべき道路の指定	19
(4) 総合的な地震対策の推進	19
5. 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項	20
(1) 地震・防災マップの作成・公表	20
(2) 相談体制の整備及び情報提供の充実	20
(3) 消費者向けパンフレット等の配布、セミナー等の開催	20
(4) リフォームに併せた耐震改修の誘導策	20
(5) 地域における取組みの推進	20
6. 耐震改修促進法による指導等に関する事項	21
7. その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項	21
(1) 促進の方策	21
(2) その他	21

# 1 . 計画の目的等

## ( 1 ) 計画の目的

厚岸町耐震改修促進計画（以下、「本促進計画」という。）は、安全・安心なまちづくりを推進するため、厚岸町区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修等に関する目標を設定し、基本的な方向や具体的な方策などについて定め、今後の厚岸町における建築物の耐震化施策を総合的かつ体系的に推進することを目的としています。

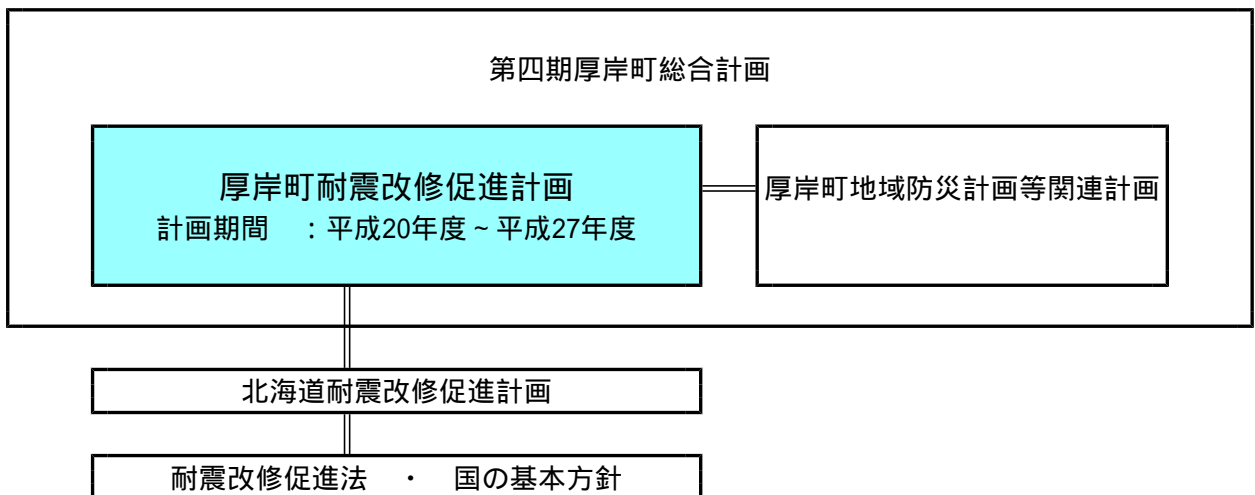
旧耐震基準で建築された既存建築物の地震に対する安全性の向上を、計画的に推進して行くこととします。

## ( 2 ) 計画の位置付け

平成18年1月26日に改正施行された建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下、「耐震改修促進法」という。）第5条第7項において「市町村は、基本方針及び都道府県耐震改修促進計画を勘案して、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画を定めるよう務めるものとする」とされています。また、国の方針では、「可能な限り全ての市町村において耐震改修促進計画が策定されることが望ましい」とされています。

以上のことから、本促進計画は、国の基本方針及び平成18年12月に策定された北海道耐震改修促進計画（以下、「道促進計画」という。）を勘案しつつ、厚岸町第四期総合計画、厚岸町地域防災計画等と整合性を図りながら策定するものとします。

### 厚岸町耐震改修促進計画の位置付け



## ( 3 ) 計画の期間

本促進計画の計画期間は、平成20年度から27年度までの8年間とします。

計画の推進にあたっては、必要に応じ目標や計画内容を見直すこととします。また、制度の見直しや大規模な災害等の発生等による見直しが必要な場合には、改正を行うものとします。

\* 旧耐震基準：昭和56年6月1日に改正施行された建築基準法の耐震基準（新耐震基準）以前の耐震基準のことです。

## 2. 想定される地震の規模及び被害状況

### (1) 厚岸町内での地震発生の概要

厚岸町に被害をもたらした地震では、戦後から現在までにおいて、昭和27年の十勝沖地震、昭和48年根室半島沖地震が発生。この10年以内では、平成15年十勝沖地震、平成16年釧路沖地震、根室半島南東沖地震、平成17年釧路沖地震と大きな被害を及ぼした大規模地震が頻発しています。

厚岸町においての地震・津波による被害は以下の通りです。

表：厚岸町での地震と被害

(「厚岸町地域防災計画」及び被災報告より)

発生年月日	名称	震度	地震・津波による被害等
昭和27年 3月 4日	十勝沖地震	5	死者3名、重傷者18名、家屋流失全壊50戸、半壊62戸、浸水16戸、漁船被害156隻
昭和48年 6月17日	根室半島沖地震	5	住宅破損6戸、漁船流失1隻、自動車流失1台、道路決壊1箇所
平成 5年 1月15日	釧路沖地震 (M7.8)	6	重傷1人、軽傷25人、住宅一部損壊574棟、その他道路、漁港、教育施設等に被害
平成 6年10月 4日	北海道東方沖地震 (M8.1)	6	重傷1人、軽傷3人、住宅一部損壊89棟、その他道路、漁港、教育施設等に被害
平成15年 9月26日	十勝沖地震 (M8.0)	6弱	教育施設等に被害
平成16年11月29日	釧路沖地震 (M7.1)	5強	重傷1人、軽傷2人、教育施設等に被害
平成16年12月6日	根室半島南東沖地震 (M6.9)	5強	軽傷1人、民間施設の一部破損、教育施設等に被害
平成17年1月18日	釧路沖地震 (M6.4)	5強	教育施設等に被害

### (2) 厚岸町における地震の想定

本促進計画においては、道促進計画において示されている3種類の地震、イ)海溝型地震、ロ)内陸活断層で起こる地震、ハ)全国どこでも起こりうる直下の地震、の厚岸町への影響を評価するため、厚岸町役場をその代表的な位置として地震情報を利用した評価結果を基に、想定される地震としています。

想定地震は、海溝型地震で最大震度となる地震「十勝沖・釧路沖の地震」、内陸活断層である地震で最大震度となる地震「標津断層帯の地震」、全国どこでも起こりうる直下の地震(注)、の3つの地震としています。想定地震の概要は、次の通りです。

海溝型地震で最大震度となる地震「十勝沖・釧路沖の地震」

8つの海溝型地震においては、北海道東部の地震、十勝沖・釧路沖の地震、根室沖・釧路沖の地震の影響が大きく、十勝沖・釧路沖の地震において最大計測震度5.1、震度5強の揺れが予測されています。

表 北海道、中央防災会議の想定地震による震度(役場周辺)

想定地震名	石狩地震	北海道東部地震	釧路北部地震	日高中部地震	留萌沖地震	後志沖地震	十勝沖・釧路沖の地震	根室沖・釧路沖の地震
計測震度	1.6	4.4	3.4	2.8	1.6	1.6	5.1	5.0

内陸活断層である地震で最大震度となる地震「標津断層帯の地震」

内陸活断層である地震においては、標津断層帯、十勝平野断層帯主部の地震の影響が大きく、標津断層帯の地震において最大計測震度4.5、震度5弱の揺れが予測されています。

表 地震調査研究推進本部の想定地震による震度（役場周辺）

断層名称	標津断層帯	十勝平野断層帯主部		富良野断層帯		増毛山地東縁断層帯		当別断層	石狩低地東縁断層帯		黒松内低地断層帯	函館平野西縁断層帯
		十勝平野断層帯主部	光地園断層	富良野断層帯西部	富良野断層帯東部	増毛山地東縁断層帯	沼田 - 砂川付近の断層帯		石狩低地東縁断層帯主部	石狩低地東縁断層帯南部		
計測震度	4.5	4.1	3.1	2.5	2.6	2.7	2.6	1.8	2.8	2.1	1.3	1.4

全国どこでも起こりうる直下の地震(注)

全国どこでも起こりうる直下の地震においては、直下にマグニチュード6.9の地震を想定し、最大計測震度6.0、震度6強の揺れが予測されています。

注：「全国どこでも起こりうる直下の地震」については、中央防災会議「首都直下地震対策専門委員会」において『…活断層が地表で認められない地震規模の上限については、…、防災上の観点から、今回の検討では、M6台の最大であるM6.9の地震を想定する。』と取り扱われており、これと同様に、震源としては全ての場所の直下でM6.9の地震を想定することとして、検討を行っています。

[ 参考 ]

表 気象庁の震度階級と計測震度との関係表

気象庁の震度階級	震度4以下	震度5弱	震度5強	震度6弱	震度6強	震度7
計測震度	- 4.4	4.5 - 4.9	5.0 - 5.4	5.5 - 5.9	6.0 - 6.4	6.5 -

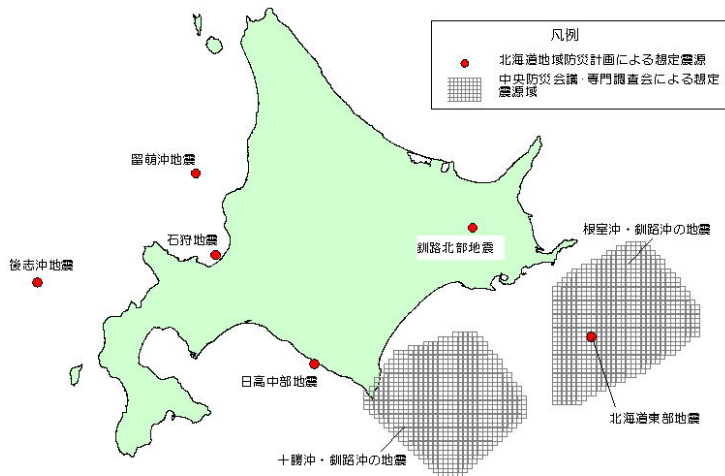
[ 参考 ]: 北海道が想定する地震

イ) 道内において地震動により建築物に影響を及ぼすとされる8つの地震（海溝型地震）

表 8つの海溝型地震の概要

地震名称	マグニチュード
石狩地震	M 6.75
北海道東部地震	M 8.25
釧路北部地震	M 6.5
日高中部地震	M 7.25
留萌沖地震	M 7.0
後志沖地震	M 7.75
十勝沖・釧路沖の地震	M 8.2
根室沖・釧路沖の地震	M 8.3

図 8つの海溝型地震の位置



ロ) 道内都市近郊に存在する主要な8活断層による地震（内陸活断層である地震）

図 8つの内陸活断層による地震の位置

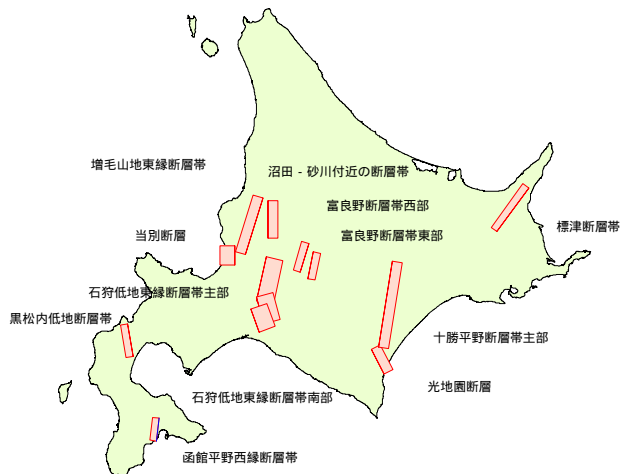


表 8つの内陸活断層による地震の概要

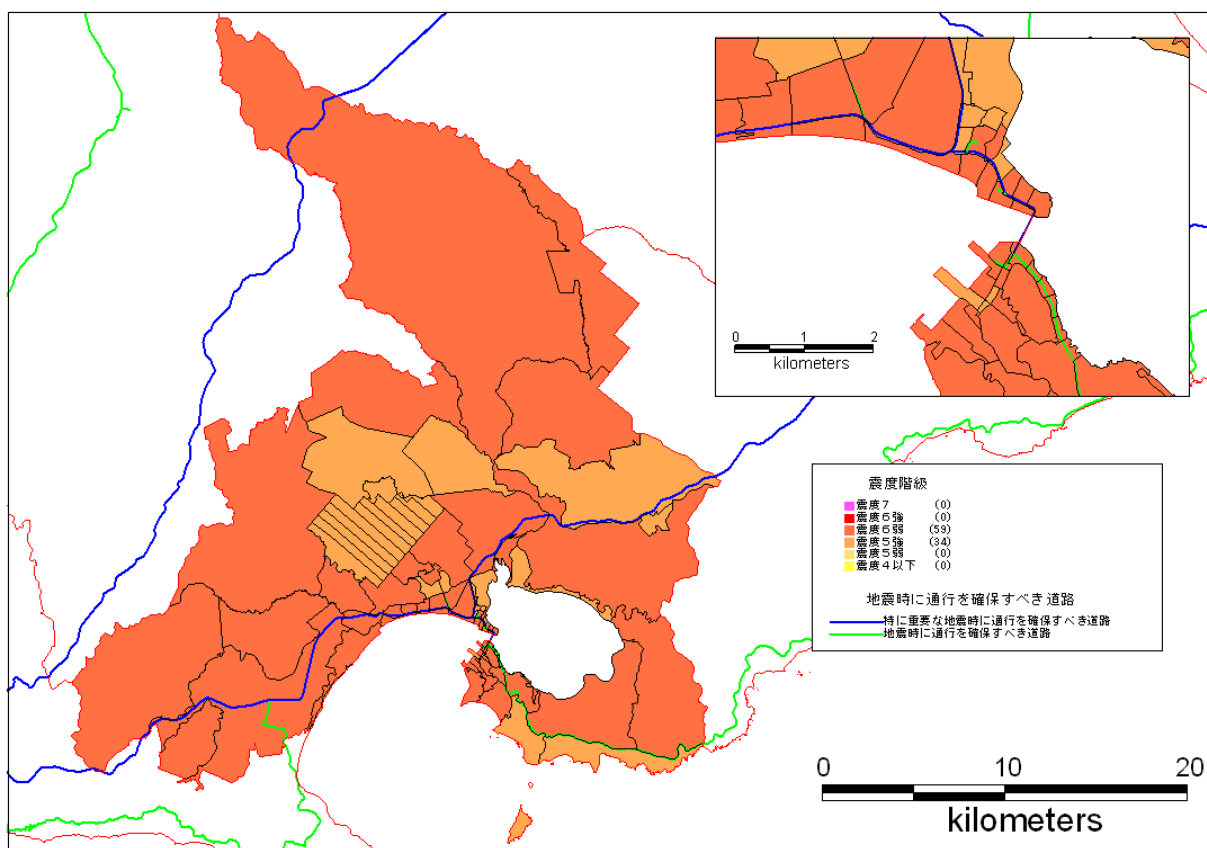
断層の名称	断層モデル	マグニチュード	断層長さ	断層幅	傾斜角
標津断層帯	標津断層帯	M 7.7	53 km	14 km	北西60度
十勝平野断層帯	十勝平野断層帯主部	M 8.0	84 km	20 km	東60度
	光地園断層	M 7.2	27 km	20 km	東60度
富良野断層帯	富良野断層帯西部	M 7.2	29 km	14 km	西60度
	富良野断層帯東部	M 7.2	27 km	14 km	東60度
増毛山地東縁断層帯	増毛山地東縁断層帯	M 7.8	58 km	20 km	西60度
	沼田 - 砂川付近の断層帯	M 7.5	37 km	20 km	東60度
当別断層	当別断層	M 7.0	19 km	19 km	西40度
石狩低地東縁断層帯	石狩低地東縁断層帯主部	M 8.0	27 km	24 km	東45度
	石狩低地東縁断層帯南部	M 7.1	24 km	24 km	東45度
黒松内低地断層帯	黒松内低地断層帯	M 7.3	32 km	32 km	西60度
函館平野西縁断層帯	函館平野西縁断層帯	M 7.3	22 km	22 km	西60度

### (3) 地震動の想定

想定される地震における地震動評価は、平成19年度に北海道において作成された資料から、十勝沖・釧路沖の地震、標津断層帯の地震、直下型地震について、震度分布を示しています。本町では、どこでも起こりうる直下の地震による震度が最も大きなものとなっています。

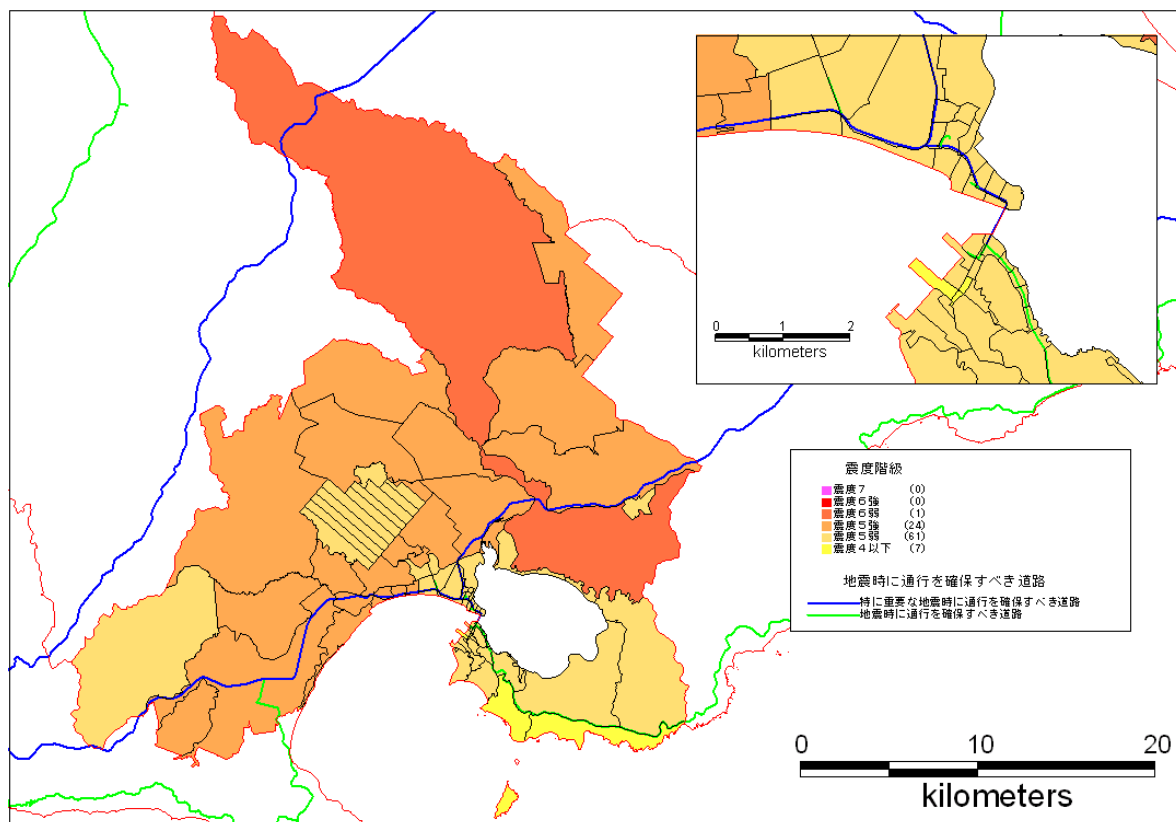
#### 十勝沖・釧路沖の地震

町内の広い範囲で震度6弱以上の揺れが予測されます。



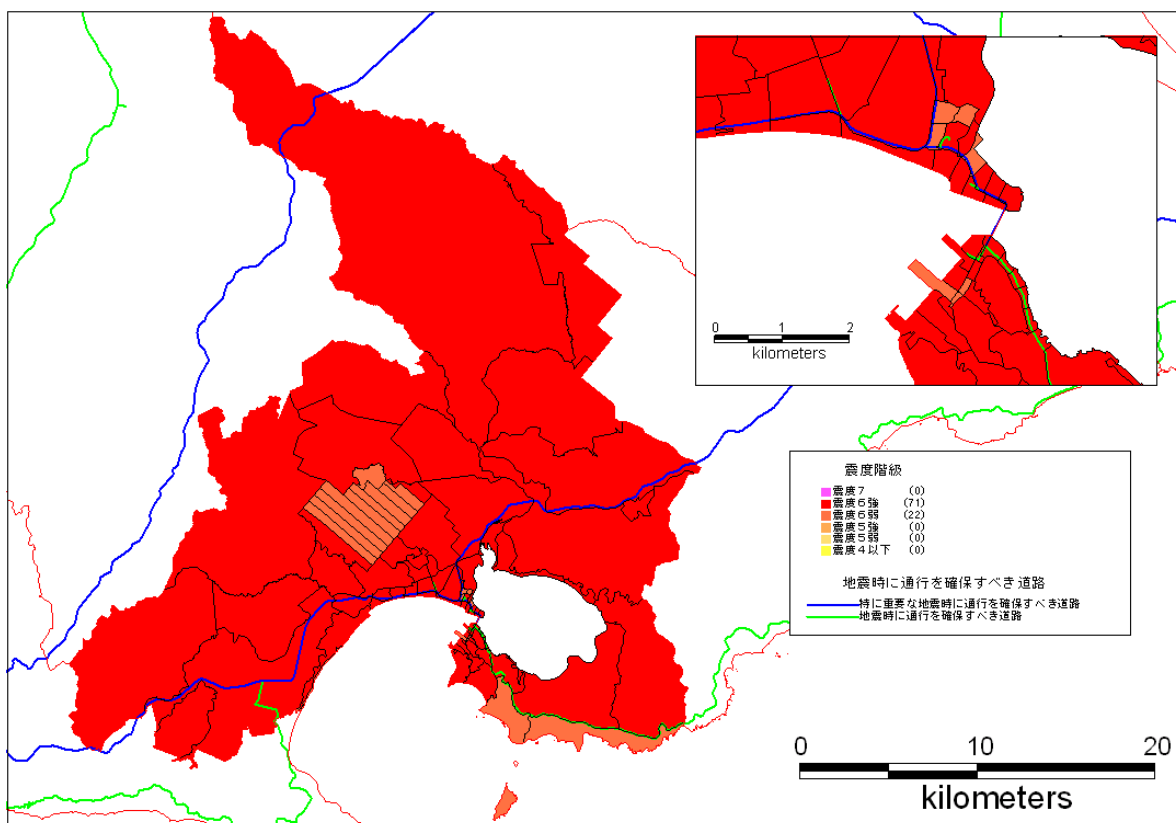
### 標津断層帯の地震

町内の広い範囲で震度5弱以上の揺れが予測されます。



### 全国どこでも起こりうる直下の地震

町内の広い範囲で震度6強以上の揺れが予測されます。



#### (4) 人的被害・建築物被害の想定

想定地震に対して、地区別の最大震度（全国どこでも起こりうる直下の地震）における被害想定を行っています。

人的被害は、死者7名、負傷者数240名と想定されます。

また、最大震度における建物被害は、全壊棟数623棟、半壊棟数1,743棟、民間建築物の30.6%と想定されます。

表：想定地震最大震度による人的被害数 (人)

死者数	負傷者数	重傷者数	軽傷者数
7	240	14	226

\* 人的被害は、地区別人口を基礎データとして、最大震度による被害を算定しています。

表：想定地震最大震度による建築物被害 (棟)

全壊棟数	半壊棟数	合計	全体棟数に対する割合
623	1,743	2,366	30.6%

\* 建築物被害は、現況建築物データ（平成19.1.1）をもとに、構造別（木造・非木造）建築年代別（木造3区分、非木造3区分）建築物棟数を地区別に整理し、最大震度による被害を算定しています。

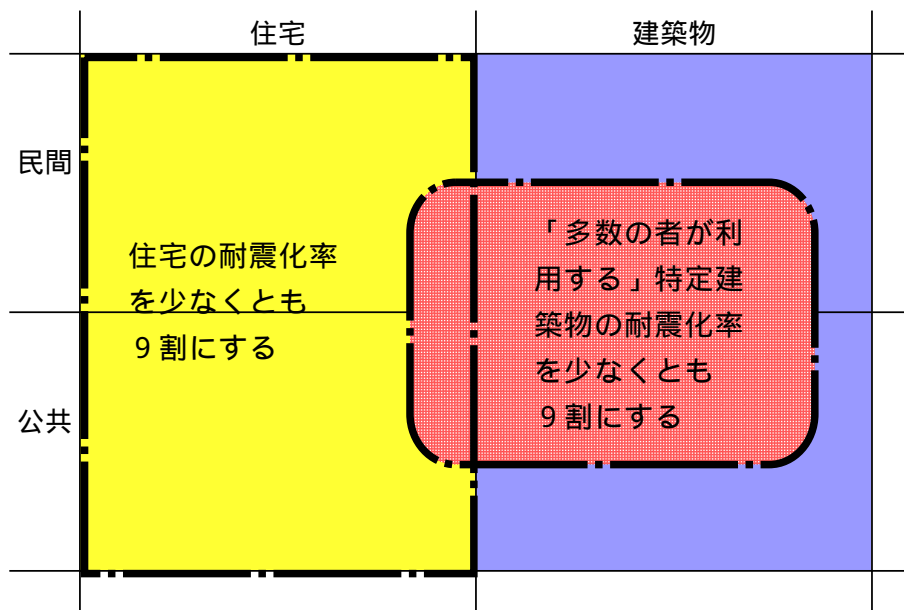
### 3 . 建築物の耐震化に関わる目標

平成7年1月の阪神・淡路大震災における人的被害の約9割が住宅や建築物の倒壊に起因するものでした。このことから、町民の安全、安心を確保する観点から、地震被害の軽減を図るため、住宅・建築物の耐震化は重要かつ緊急な課題であり、厚岸町はその促進に計画的に取り組むこととします。

本促進計画では、耐震改修促進法に基づく国の基本方針等を踏まえ、厚岸町においては、想定される地震による町内の建築物被害を半減させるため、「住宅及び多数の者が利用する特定建築物の耐震化率を平成27年までに、9割にすることを目標」とします。

本促進計画においては、住宅と「多数の者が利用する」特定建築物、さらに公共建築物（町有建築物）について、分野ごとの耐震化の現状を把握し、耐震化の目標設定を行い、耐震化を促進していくこととします。

耐震改修促進法に基づく国の基本方針に示された、平成27年までの耐震化の目標値



### 3-1 住宅の耐震化

#### (1) 住宅の耐震化の現状

厚岸町における民間住宅は、3,911棟あり、昭和56年以前に建設された住宅は2,351棟となっています。

民間住宅の耐震化の現状は、56年以前に建設された住宅のうち873棟が耐震性のある住宅と推計され、昭和57年以降建設された1,560棟と合わせて2,433棟の住宅が、昭和56年に改正された建築基準法に基づく新耐震基準に適合する耐震性を有していると推計され、耐震化率は約6割となっています。また、耐震性のない住宅は、1,478棟となっています。

表 住宅の耐震化の現状

(単位：棟)

区 分	総戸数 A=B+C	S57以降建 築 B	S56以前建築		耐震性があり と推計される 棟数F=B+D	耐震化率	
			C	内耐震性あり D			内耐震性なし E=C-D
木 造	3,822	1,521	2,301	828	1,473	2,349	61.5%
非木造	89	39	50	45	5	84	94.4%
合 計	3,911	1,560	2,351	873	1,478	2,433	62.2%

\* 「平成19年3月末課税台帳」によります。なお、数値には、町営住宅等の公共住宅は含まれていません。

\* S56年以前建築住宅のうち「耐震性あり」の数値は、北海道が実施した戸建て住宅における耐震診断実績値（木造住宅の36%程度、非木造住棟の89%程度）に基づく推計値です。

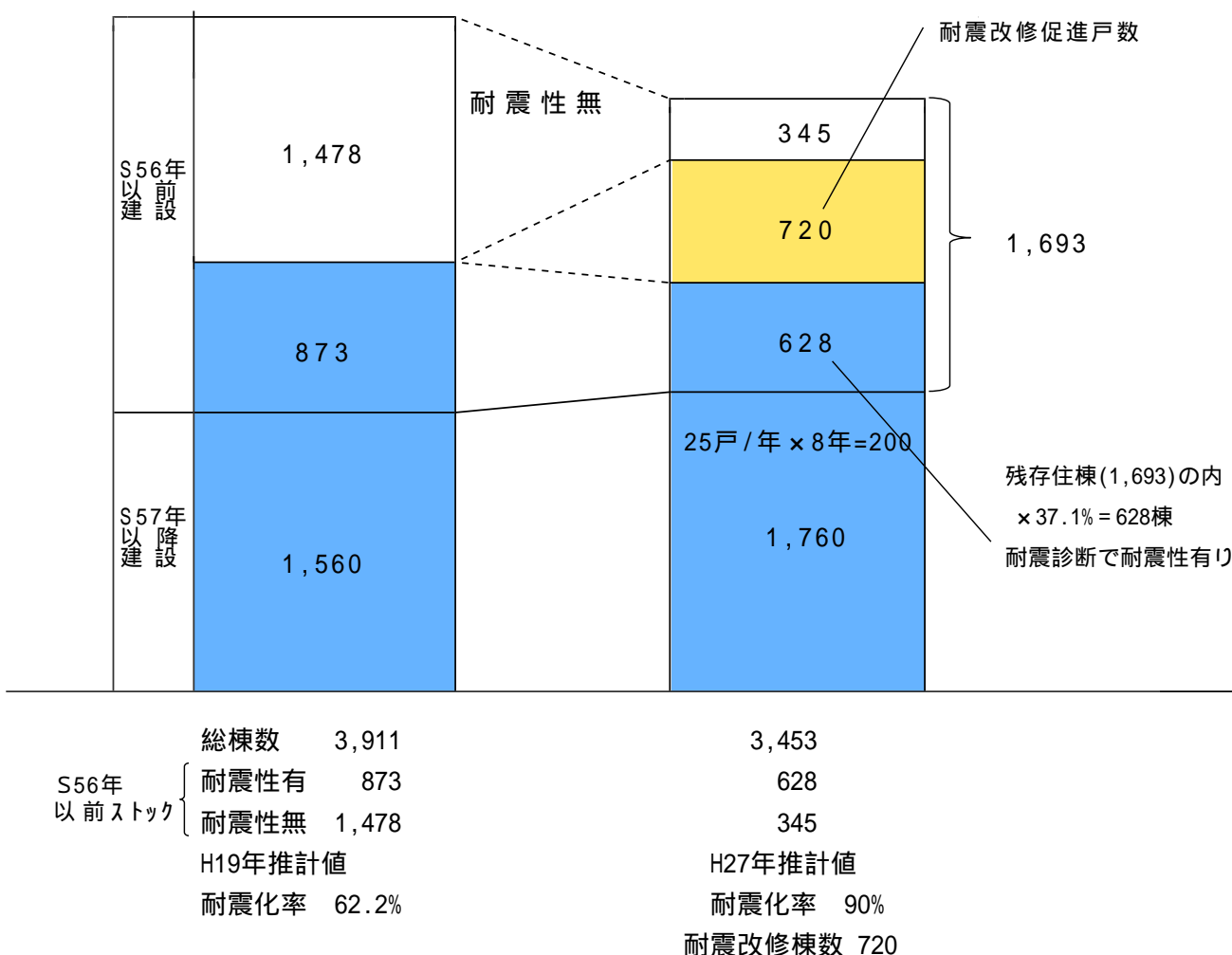
( 2 ) 住宅の耐震化目標

平成7年1月の阪神・淡路大震災における人的被害の約9割が住宅や建築物の倒壊に起因するものでした。このことから、町民の安全、安心を確保する観点から、地震被害の軽減を図るため、住宅・建築物の耐震化は重要かつ緊急な課題であり、厚岸町はその促進に計画的に取り組むこととします。

厚岸町では、2. 想定される地震の規模及び被害状況 で想定された地震による町内の建築被害を半減させるため、目標年の平成27年までに、住宅については9割を目標に耐震化することを目指します。

住宅の耐震化率を9割とするためには、今後720棟程度耐震化する必要があります。

表：住宅の耐震化目標



\* 住宅統計より近年の年間建設戸数 約25戸

\* S56年以前住宅の残存率 72.0% (「北海道耐震改修促進計画」解説より)

### 3-2 特定建築物の耐震化

#### (1) 「多数の者が利用する建築物」の耐震化の現状と目標

特定建築物の実態調査結果によると、法第6条第1号に規定する多数の者が利用する特定建築物（以下「多数の者が利用する建築物」という。）の耐震化率は、58.6%となっています。

厚岸町においては、地震被害を半減させるためには、減災効果の大きな特定建築物の耐震化を継続的に取り組んでいく必要があります、多数の者が利用する特定建築物の耐震化率を、平成27年末に90%にすることを目標とします。

表 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状

(単位：棟)

耐震改修 促進法	昭和57年以 降の建築物	昭和56年以前の建 築物		建築物数	耐震性有 建築物数	現状の耐震化 率(%)	備考
		建築物	内耐震性有				
法第6条 第1号	17		12	29	17	58.6	平成27年度末 90%
			0				

\* 内訳は、民間建築物2棟、町有建築物10棟となっています。

#### (2) 特定建築物の耐震化

厚岸町における、耐震改修促進法において耐震化の努力義務が示されている法第6条第1号～3号に規定する特定建築物は、17棟あります。

厚岸町においては、特定建築物及び昭和56年以前建築の一般建築物においても、耐震化を継続的に取り組んでいくこととします。

##### 耐震改修促進法第6条第1号に規定する特定建築物

耐震改修促進法第6条第1号に規定する特定建築物（以下、「1号特定建築物」という。）に該当する建築物は、12棟となっています。

##### 耐震改修促進法第6条第2号に規定する特定建築物

厚岸町内に、耐震改修促進法第6条第2号に規定する特定建築物に該当する建築物（以下、「2号特定建築物」という。）は、ありません。

##### 耐震改修促進法第6条第3号に規定する特定建築物

耐震改修促進法第6条第3号に規定する特定建築物（以下、「3号特定建築物」という。）は、5棟有り、全て民間建築物となっています。

### 3-3 公共建築物の耐震化

#### (1) 町有建築物の耐震診断等の考え方と耐震化の方針

厚岸町では、旧耐震基準により設計された町有公共建築物については、耐震対策に沿って耐震診断調査を実施し、順次耐震性能の判定を行うこととします。この判定結果により、補強対策が必要とされた施設については、計画的かつ効率的に耐震化に取り組んでいくこととします。

なお、本促進計画において対象とする町有公共建築物は、町有施設の内、原則、延べ面積50㎡未満の小規模な建築物や機械室、倉庫など居室がない建築物などを除く建築物とします。

また、国有、道有施設の耐震化については、本促進計画から除外し、それぞれ所有者の施策によるものとし、計画的な耐震化を求めています。

#### (2) 町有建築物の耐震対策

耐震改修促進法に位置付けられる特定建築物以外、地震が発生した際に、災害対策の拠点となる本庁舎及び消防支所、医療救護拠点となる病院・診療所、避難収容施設となる学校、ライフライン施設、要介護者利用施設となる社会福祉施設等、その他の防災上重要な建築物については「より優先的に耐震化を図る建築物」とします。

また、その他町有対象建築物についても、町民の安全の確保、地震時における応急対策活動の拠点施設や避難施設としての利用の観点から、「優先的に耐震化を図る建築物」とします。

表：公共施設の分類

項目	細項目	具体的施設例
災害対策拠点機能等の確保	災害対策本部設置等、災害対策拠点施設	庁舎、消防庁舎等
	医療・救護拠点	病院、診療所等
	避難収容施設	小中学校、体育館、集会所等
	ライフライン	水質浄化施設、下水処理施設等
震災時における被害の軽減	災害時要援護者利用施設	高齢者福祉施設、児童福祉施設、障害者福祉施設等
	不特定多数利用施設 比較的滞在時間が長い	公民館等 公営住宅、保育所、児童館等

#### (3) 町有建築物の耐震化の現状及び取り組み

##### 特定町有建築物

厚岸町における特定町有建築物は10棟あります。

これら特定町有建築物については、地震防災の観点から重要な施設が多く、率先して建築物の耐震化に取り組む必要があります。今後とも維持管理を行っていく建築物については、速やかに耐震診断を実施するとともに耐震診断の結果、耐震化の必要な建築物については、個々の状況に応じて、建替、耐震補強、用途廃止といった方針を定め、計画的な耐震化に取り組み、計画期間において耐震化が図れるよう努めるものとしています。

多数の者が利用する建築物

施設名称	用途	構造	階数	延床面積 ( )	竣工 年	耐震診断	診断 結果	補強の 必要性	避難 施設
厚岸小学校	学校	RC 6	3	6392	S 4 5	要		未	
厚岸中学校	学校	RC 6	4	6524	S 5 0	H18・1次		未	
真龍小学校	学校	RC 6	3	5859.9	H 1 9	不要	-	無し	
真龍中学校	学校	RC 6	4	4796	S 4 3	H16優先		未	
上尾幌小中学校	学校	RC 6	2	2848	S 5 3	H18・1次		未	
尾幌小中学校	学校	RC 6	2	3123	S 4 7	H18・1次		未	
太田小学校	学校	RC 6	2	2111	H 3	不要	-	無し	
太田中学校	学校	RC 6	2	2367	S 5 6	H18・1次		未	
床潭小学校	学校	RC	2	2371	H 8	不要	-	無し	
厚静小学校	学校	RC 6	2	1685	S 4 5	H18・1次		未	
高知小中学校	学校	RC 6	2	2226	H 4	不要	-	無し	
厚岸町保健福祉総合センター あみか 2 1	社会福祉 施設	RC	2	1774.19	H 1 1	不要	-	無し	
(旧)厚岸町立奔渡保育所	保育所	RC	2	970.935	S 5 7	不要	-	無し	
厚岸町役場庁	その他	RC	3	5558.11	S 6 2	不要	-	無し	
釧路東部消防組合本部及び厚岸 消防署庁舎	その他	RC 6	4	1283.11	S 4 9	要		未	
公営住宅(奔渡団地)	住宅	RC	4	1199.44	S 6 0	不要	-	無し	
公営住宅(奔渡団地)62-C	住宅	RC	4	1808.04	S 6 3	不要	-	無し	
町営住宅奔渡団地H-1	住宅	RC	4	1213.92	H 2	不要	-	無し	
町営住宅奔渡団地H-3C	住宅	RC	4	1213.92	H 4	不要	-	無し	
町営住宅宮園団地M-1	住宅	RC	5	3088.50	H 6	不要	-	無し	
町営住宅宮園団地M-2	住宅	RC	5	1970.24	H 9	不要	-	無し	
町営住宅宮園団地M-3	住宅	RC	5	3106.10	H 1 0	不要	-	無し	
町営住宅宮園団地M-4	住宅	RC	3	1413.36	H 1 1	不要	-	無し	
町営住宅宮園団地	住宅	RC	5	2412.50	H 1 3	不要	-	無し	
町営住宅宮園団地	住宅	RC	5	2187.37	H 1 5	不要	-	無し	
公営住宅(梅香団地)	住宅	RC	4	1699.83	S 5 4	要		未	
公営住宅(梅香団地)	住宅	RC	4	1185.18	S 5 6	要		未	

\* 真龍小学校の面積は設計数値です。耐震補強の必要性については、耐震補強が不要なものは「無し」、要不要を判定出来ないものは「未定」としています。印は、避難施設を示しています。

## 避難施設の耐震化の現状

厚岸町地域防災計画で指定されている「地区（地域）指定避難場所」は全部で46施設あり、18施設は新耐震基準に基づく建物となっています。耐震化の現状は以下の通りです。

避難施設については、地震災害時の避難施設である性格上、速やかにその安全性を確かめ、その結果耐震化の必要な避難施設については、建物の状況に応じて、建替・耐震補強・用途廃止・他の施設の転用など今後の管理の方針を定め、計画期間において耐震化が図られるよう努めることとします。

表：指定避難施設の耐震化状況一覧 [ 1 ]

地域	避難施設	構造	階数	延床面積 ( )	竣工年	耐震診断	補強の 必要性
湖南 市街地域	湾月町生活館	W	1	84	S49	要	未
	厚岸水産高等学校(道有)	RC		1230	-	-	-
	社会福祉センター	RC		659	S54	実施済	未
	厚岸小学校	RC♠	2	6392	S45	要	未
	厚岸中学校	RC♠	4	6524	S50	H18・1次	未
	有明地区集会所	W	1	58	S58	不要	無し
	漁村センター	S		370	S53	要	未
	厚岸漁業共同組合	RC		214	S39	要	未
	奔渡保育所	RC	2	350	S57	不要	無し
	松葉地区集会所	W	1	410	H9	不要	無し
	湖南地区集会所	W	1	271	H6	不要	無し
湖北地区 市街地域	生活改善センター	RC	2	465	S48	要	未
	真龍保育所	W	1	170	S47	要	未
	真龍小学校	RC♠	3	5859.9	H19	不要	無し
	真栄地区集会所	W	1	147	S53	要	未
	住の江地区集会所	W	1	114	S55	要	未
	宮園地区集会所	W	1	53	S56以前	要	未
	宮園・白浜地区コミュニティセンター	W	1	274	S59	不要	無し
	光栄地区コミュニティセンター	W		198	S61	不要	無し
	宮園保育所	W	1	279	S58	不要	無し
	厚岸町B&G海洋センター	S	1	750	S54	要	未
	勤労者体育センター	S	1	671	S53	要	未
	真龍中学校	RC♠	4	4796	S43	H16優先	未
	厚岸潮見高等学校(道有)	S		966	-	-	-
	白浜地区集会所	W		177	H4	不要	無し
筑紫恋・ 床潭 ・未広・小島	公民館筑紫恋分館	W	1	78	S59	不要	無し
	床潭漁村センター	S	1	234	S58	不要	無し
	床潭保育所	W	1	238	S58	不要	無し
	床潭小学校	RC	2	2371	H8	不要	無し
	公民館未広分館	S	2	163	S40	要	未
	旧小島小中学校	W		140		要	未

\* 真龍小学校の面積は設計数値です。「耐震補強の必要性」については、耐震補強が不要なものは「無し」、要不要を判定出来ないものは「未(未定)」としています。印は、避難施設を示しています。

表：指定避難施設の耐震化状況一覧 [ 2 ]

地域	避難施設	構造	階数	延床面積 ( )	竣工年	耐震診断	補強の 必要性
門静・苫田	門静地区集会所	W	1	199	S58	不要	無し
	厚静小学校	RC♯	2	1685	S45	H18・1次	未
	公民館苫多分館	W	1	70	H8	不要	無し
尾幌地域	尾幌農業研修センター	S		299	S51	要	未
	尾幌小中学校	RC♯	2	3123	S47	H18・1次	未
	尾幌酪農ふれあい館	W・RC	1	695	H8	不要	無し
上尾幌地域	上尾幌地区コミュニティセンター	W	1	357	H2	不要	無し
	上尾幌小中学校	RC♯	2	2848	S54	H16優先	未
片無去地域	片無去地区集会所	W	1	89	S54	要	未
	片無去開拓パイロット地区集会所	W	1	58	S56	要	未
糸魚沢・ 若松	糸魚沢地区集会所	W	1	129	S57	不要	無し
	糸魚沢小学校	S	1	1541	S54	要	未
	若松地区集会所	W	1	134	S56	要	未
トライベツ	トライベツ地区集会所	W	1	71	S57	不要	無し
太田地域	太田地区公民館	S	1	310	S49	要	未

\* 「耐震補強の必要性」については、耐震補強が不要なものは「無し」、要不要を判定出来ないものは「未」(未定)としています。  
印は、避難施設を示しています。

## 4 . 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

### ( 1 ) 建築物の耐震化の促進に係わる基本的な取組方針

#### 耐震化の課題

建築物の耐震化を促進していくためには、次のような課題（耐震化を阻害する要因）に対し、適切な施策を実施していく必要があります。

#### 耐震改修促進に向けての主な課題

- ・ 地震の危険性への認識や耐震化への意識が低い。
  - ・ 耐震診断や耐震改修工事に対する不安がある。
  - ・ 耐震化等の疑問に対する相談、情報提供の体制が必ずしも整っていない。
  - ・ 耐震改修等の費用負担が重いと感じられ、軽減処置が求められている。
  - ・ 耐震診断や耐震改修工事の進め方が周知されていない。
  - ・ 耐震診断や耐震改修工事の技術者や施工業者が不足している。
- 等

#### 耐震化促進に向けた各主体の役割

地震における被害を最小限にとどめるためには、町民、事業者、市町村及び北海道が相互の信頼関係に基づき、「自分の生命は自ら守る」といった自助の考え方、「自らの地域は自ら守る」といった共助の考え方及び行政が担うべき公助の考え方を基に、建築物の耐震化の促進について協働し、連携することが必要です。

町民、事業者、市町村及び北海道が危機意識を共有しつつ、それぞれの役割を自覚して、建築物の耐震化を推進していくこととします。

#### a 所有者の役割

- ・ 建築物所有者は、主体的に地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとします。

#### b 建築関連事業者の役割

- ・ 建築関連事業者は、住宅・建築物の安全性を確保することは、人命に係わる重要な要素であるとの認識をもち、住宅や建築物の所有者をはじめとする地域との信頼関係を築くことに努め、地震に対する安全性を確保した良質な住宅・建築ストックの形成に努めるものとします。

#### c 厚岸町の役割

- ・ 厚岸町は、相談体制や適切な情報提供等町民が安心して耐震診断・改修ができる環境の整備や住宅建築物の安全性の向上に関する啓発及び知識の普及などに努めるものとします。
- ・ 厚岸町は、自ら所有する公共建築物の耐震化に計画的に取り組むこととします。
- ・ 厚岸町は、これら取組みにあたっては、北海道との連携のもと、推進することとします。

## 実施する事業の方針

建築物の耐震化を促進するためには、建築物の所有者等が地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠です。町は、こうした所有者などの取組みをできる限り支援する観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じ、耐震改修実施の阻害要因となっている課題を解決していくことを基本的な取組み方針とします。

### だれもが安心して耐震診断や耐震改修ができる環境整備の推進

建築物の所有者による建築物の耐震化への取組みをできる限り支援するという観点から、所有者にとって耐震化を行いやすい環境の整備や負担軽減のための事業の実施など、耐震化の促進に必要な施策を講じることとします。

### 住宅・建築物に関する知識の普及・啓発への積極的な取組み

建築物の耐震化の促進のためには、地震防災対策は自らの問題、地域の問題という意識を持つことが重要であり、町民、事業者に対して、防災意識の向上と建築物の耐震化の必要性、重要性の普及・啓発に、積極的に取り組むこととします。

## 重点的に耐震化を推進すべき地域や建築物の考え方

### a 重点的に耐震化を図る地域

厚岸町は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく推進地域に指定されており、また海溝型・直下型地震による被害が想定されることから、町全域を重点的に耐震化を図る地域とします。

### b 重点的に耐震化を図る建築物

#### ア 住宅

住宅については、新耐震基準導入以前に建設された木造住宅の、過去の地震における被害状況、新基準建築物の構造種別に応じた法改正、告示基準の制定等を踏まえて、全ての住宅を「重点的に耐震化を図る建築物」とします。このうち旧基準建築物に該当する木造住宅については、その耐震性について特に問題があると考えられることから「より重点的に耐震化を図る建築物」とします。

#### イ 特定建築物

1号特定建築物については多数の者が利用する建築物であり、地震発生時に利用者の安全を確保する必要が高いこと、2号特定建築物については危険物を取り扱う建築物であり、倒壊した場合多大な被害につながるおそれがあること、3号特定建築物については、倒壊した場合道路を閉塞し、多数の者の円滑な避難を妨げるおそれがあることから、全ての特定建築物を「重点的に耐震化を図る建築物」とします。

#### ウ 地震時に通行を確保する道路に面する建築物

町が位置付ける地震時に通行を確保する道路に面する建築物についても重点的に耐震化を図る建築物として普及啓発に努めます。

## (2) 耐震診断及び耐震改修を図るための支援策

厚岸町においては、町民に対し建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性、重要性について普及啓発に積極的に取り組むとともに、耐震診断及び耐震改修等の補助制度と国の税制（耐震改修促進税制、住宅ローン減税）を活用しながら、建築物の耐震改修の促進を図ることとします。

### 住宅所有者に対する費用負担の軽減策

今まで住宅の耐震化については、所有者の意識に委ねられていること、またその費用の所有者への負担などの要因から、厚岸町においてもなかなか進まない状況にありました。

耐震診断については、平成18年8月から、北海道で、戸建て住宅を対象に一般診断プログラムを活用した無料耐震診断を行っています。

今後は、厚岸町における、住宅所有者の耐震化への取組みをできる限り支援するという観点から、所有者にとって耐震化しやすい環境の整備や、負担軽減のための制度の実施等、耐震化の促進に必要な施策を行います。そのため、厚岸町だけではなく北海道の事業やシステムとの連携も図り、実現を図ることとします。

### 耐震診断の支援策

今まで住宅の耐震化については、所有者の意識に委ねられていること、またその費用の所有者への負担などの要因から、厚岸町においてもなかなか進まない状況にあります。

木造住宅耐震診断については、無料簡易耐震診断窓口を設置し利用の促進を図るとともに、北海道と連携をもって実施することとします。

### 住宅の耐震改修支援制度

厚岸町では、耐震性に乏しく倒壊の危険がある既設住宅を解消する観点から、改修工事の補助制度に関する要綱を制定し、実施します。

#### 住宅の耐震改修支援制度

事業名	概要
厚岸町既存住宅耐震改修費等補助	住宅の耐震改修工事費用の一部を補助するもの
主な要件等	
補助対象	次の要件を全て満たすもの 昭和56年5月31日以前に着工された建築物 戸建て、二世帯、長屋、共同住宅、併用住宅のいずれかに該当 耐震診断により「倒壊のおそれがある」と判定されたもの 申込者自らが居住している住宅。
補助額	改修工事 (補強) 補強工事費用の10%以上かつ20万円以上、30万円を上限とする。

### 国、北海道の支援制度の活用

国は耐震改修の促進を図るため、平成18年度から税制改革を行い、耐震改修促進税制を創設しています。住宅に関しては、一定の要件を満たす住宅について耐震改修を行った場合、固定資産税及び所得税を減税するものとしています。所得税減税については住宅の耐震改修は地域において主体的に取り組む課題であり、補助制度及び税制により一体的に支援することが効果的であるとの考え方から、地方公共

団体が住宅の耐震改修に関する補助事業を行っている区域に限って適用されることとなっています。

厚岸町においては、地域住宅交付金及び道の補助事業・制度を活用し、所有者の負担を軽減し、耐震改修を積極的に推進することに努めます。

また、耐震改修を行った住宅の所有者が所得税減税を受けるため、必要となる「住宅耐震改修証明書」の取扱等に関わる体制も整えることとします。

### ( 3 ) 地震時に通行を確保すべき道路の指定

道促進計画において、地震直後から発生する災害拠点施設間の緊急輸送を円滑かつ確実に実施するため、北海道緊急輸送道路ネットワーク計画に指定する道路を、耐震改修促進法第5条第3項第1号の地震時に通行を確保すべき道路として指定しています。

本促進計画では、厚岸町地域防災計画で指定している避難施設がより有効に機能するために、地域における避難路の重要性、必要性を勘案し、特に被災時に多数を収容可能な規模の建築物（避難施設で特定建築物）に至る通行を確保するため5路線の道路を指定します。（詳細は資料5による）

また、指定道路台帳のデータ整備を進めます。

### ( 4 ) 総合的な地震対策の推進

これまでの建築物に関する地震被害では、住宅・建築物の耐震化とあわせて、ブロック塀の倒壊防止対策、窓ガラス等の落下防止対策、天井の落下防止対策、エレベーターの閉じ込め防止対策、家具の転倒防止対策の必要性が指摘されています。

このため、道と連携し、被害の発生するおそれのある建築物の所有者に対し、必要な措置を講じるよう、指導・啓発し、地震時の総合的な安全対策を推進します。

## 5 . 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

### ( 1 ) 地震・防災マップの作成・公表

地震に対する注意喚起と防災意識の高揚を図るためには、町民にとって、理解しやすく、発生のおそれがある地震の概要と、地震による危険性の程度等を記載した地震ハザードマップ（危険度マップ）の提示が有効です。

このようなマップを活用することで、地震対策の推進に寄与することから、平成20年度中に、地震による揺れやすさがわかる「揺れやすさマップ」及び建物倒壊の災害予測地図の「危険度マップ」を作成・公表します。

### ( 2 ) 相談体制の整備及び情報提供の充実

木造住宅の耐震診断や耐震改修に関する相談や情報提供については、既設の住宅相談窓口（建設課建築係）において実施します。

また、建築関連団体等と連携し、耐震化に係る技術、補助制度、融資制度等を含めた建築物等の地震対策について、町民の相談に積極的に応じる体制を整えます。

### ( 3 ) 消費者向けパンフレット等の配布、セミナー等の開催

道や、建築関係団体と連携して、町民向けの相談会、パンフレット、インターネット、広報などにより耐震化について情報提供を行い、各種補助制度、融資制度並びに耐震化の必要性・重要性について啓発します。

また、建築物防災週間等の各種行事やイベントの機会をとらえ、建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性について普及啓発を図ることとします。

### ( 4 ) リフォームに併せた耐震改修の誘導策

既存住宅における住宅設備の更新や、バリアフリーリフォーム（高齢者向け住宅改修）等の機会を捉えて耐震改修の実施を促すことが重要かつ効果的であるため、リフォーム等とあわせて耐震改修が行われるよう、相談窓口などでの対応とも連携し、普及・啓発を図ります。

### ( 5 ) 地域における取組みの推進

地震防災対策では、「自らの地域は自ら守る」「自らの問題は地域の問題」といった共助の考え方が重要です。町内会・住民組織等は地域の災害時の対応において重要な役割を果たすほか、平常時であっても地震時の危険箇所の点検や、耐震化の啓発活動を行うことが期待されます。また、地域に密着した専門家や自主防災組織の育成、他の組織との連携など幅広い取組みが期待されます。

道による各種情報の提供、専門家の派遣等必要な支援の下に、町はこのような地域の取組みを積極的に支援します。

## 6 . 耐震改修促進法による指導等に関する事項

厚岸町においては、耐震改修促進法第7条に基づく特定建築物への指導及び助言並びに指導等の権限を持つ所管行政庁（北海道・当庁）との、十分な連絡調整、連携を図りながら効果的な指導等を進めていくこととします。

## 7 . その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

### (1) 促進の方策

北海道では、市町村及び建築関係団体で構成する「(仮称)全道建築物等地震対策推進協議会」を設置し、建築物の耐震化の推進を図ることとしています。

本町においては、上記協議会を活用し、耐震化への取組みの情報交換等による連携を行い、建築物の耐震化を推進することとします。

### (2) その他

厚岸町耐震改修促進計画を実施するに当たり、必要な事項は別途定めることとします。